

## 仙北市グローバル雇用・創業ワンストップセンター運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国家戦略特区の優位性を活かし、外国人材受入企業等の各種相談や情報提供、外国人を含めた起業・開業の相談・対応支援を総合的に行う「仙北市グローバル雇用・創業ワンストップセンター」（以下「センター」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (機能)

第2条 センターは、仙北市 国家戦略特別区域 区域計画に記載される、「仙北市外国人雇用相談センター」と「仙北市開業ワンストップセンター」の2つの機能を有する。

### (支援内容)

第3条 センターが行う支援内容等は、次のとおりとする。

#### (1) 仙北市外国人雇用相談センター

雇用条件等の明確化等を通じ、スタートアップ等の事業推進に必要な外国人材の雇用を推進するため、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う。実施する主な事業は、以下のとおり。

- ア 弁護士、行政書士等による各種相談
- イ セミナー等の開催による情報提供
- ウ 在留許可・不許可に関する事例分析

#### (2) 仙北市開業ワンストップセンター

外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う。実施する主な事業は、以下のとおり。

- ア 相談担当による申請書等の作成支援
- イ 受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
- ウ セミナー等の開催による情報提供 等

### (相談記録)

第4条 第3条の支援における相談内容は、「外国人雇用相談センター相談記録簿」（様式1）又は「開業ワンストップセンター相談記録簿」（様式2）に記録し、適正に管理する。

### (体制)

第5条 センターの体制は、以下のとおりとする。

- (1) 設置場所：仙北市企画政策課に置き、具体的な窓口は市公式ウェブサイト等で公表する。
- (2) 施設長：仙北市企画政策課長が兼務する。
- (3) 対応時間：予約優先。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前10時から午後5時までとする。英語対応は事前予約制。

### (その他)

第6条 仙北市開業ワンストップセンターとして、海外企業の国内進出を促進するため、会社設立に必要な商業登記・定款認証に係る申請手続が英語で完結するよう、仙北市内全域において、

英語による入力・選択のみで申請書及びこれに添付する定款等の作成を可能とする法務省のツールを活用して申請手続を支援する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月12日から施行する。

様式1. 外国人雇用相談センター相談記録簿

No.	受付日	相談者	対応者	相談内容	対応結果	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

様式2. 開業ワンストップセンター相談記録簿

No.	受付日	相談者	対応者	相談内容	対応結果	申請支援実績	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							